

防衛省における行政文書に関する対外的な対応について

1. 今般のイラクでの自衛隊の活動に関する「日報」に係る事案について、本事案を公表して以降もしっかりと調査を進めてきたところ、次の2件が新たに判明いたしました。

2. まず1件目として、研究本部におけるイラクでの陸上自衛隊の活動における「日報」の確認時期に関し、イラクでの活動における「日報」については、昨年2月16日の国会議員からの資料要求や、昨年2月20日の国会での質問を受けて、昨年2月22日に当時の稲田元大臣から事務方に対し探索の指示がなされましたが、研究本部教訓センターでも探索するも、イラクでの活動における「日報」が保管されていた外付けハードディスクまでは、探索が行き届きませんでした。

他方、昨年3月から開始した南スーダンPKO日報問題に関する特別防衛監察の過程で、昨年3月27日に研究本部教訓センター長以下数名がイラクでの活動における「日報」の存在を確認していることが判明いたしました。

これを受け、防衛大臣の指示により、大野政務官を長とする調査チームを立ち上げ、しっかりと事実関係を把握するよう調査を進めます。

3. 次に2件目として、陸上自衛隊国際活動教育隊における国際平和協力活動に関する「日報」について、昨年2月16日の国会議員からの資料要求や、同17日に国会での質問を受け、当時の稲田大臣から「そのような文書は保管していない」旨の回答・答弁をいたしました。

他方、自衛隊の活動に関する「日報」の統合幕僚監部参事官への一元的管理を進める過程で国際活動教育隊に国際平和協力活動に関する「日報」が含まれていることが判明いたしました。

これを受け、関係議員に対し、本日中に国際活動教育隊に本「日報」を発見した旨を説明する等適切に対応いたします。